

瀬戸内海環境保全特別措置法に 基づく事前評価に関する書面

令和 8年 3月 3日

申請者の住所及び氏名（法人にあつては所在地、名称、代表者名）

山口県大字東豊井 794 番地
株式会社日立製作所 笠戸事業所
事業所長 佐川 哲

1. 許可申請の概要

(1) 工場の概要

工場又は事業場の名称	株式会社日立製作所 笠戸事業所			
所在地	山口県大字東豊井794番地			
業種	鉄道車両製造業	従業員数	1,283人	
主要製品名	鉄道車両			
特定施設 (番号・名称・基数)	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設・・・1基 指定地域特定施設・・・2基			
排水量	通常	1,993.6 m ³ /日	最大	2,146.9 m ³ /日
排水量及び 負荷量の増減	排水量① 通常 0.3 m ³ /日、最大 1.1 m ³ /日の増加 排水量② 通常 80.5 m ³ /日、最大 82.7 m ³ /日の減少 負荷量(COD) 0.3 kg/日の減少 負荷量(窒素) 1.0 kg/日の減少 負荷量(りん) 0.1 kg/日の減少			
排水処理 施設の種 及び数	中和、凝集、沈殿方式：1基			

(2) 特定施設の設置（変更）の理由及び概要

特定施設、65 酸又はアルカリによる表面処理施設（アルミ表面処理施設）に於いて、当該施設で硝酸を使用した酸洗い作業があり、現状洗身設備では、特化則第 32 条第 1 項に対して、不十分であることを、外部安全巡視者より頂いた。

指摘内容是正として、特化則第 32 条第 1 項の身体洗浄に適合するよう、緊急用シャワーを新設する。

緊急用シャワー設置により、シャワーを使用した際の、その排水を同施設の排水処理施設にて処理を実施するため、表面処理施設排水処理へ流入、排水量が増加する。

このため、（瀬戸法）特定施設（アルミ材表面洗浄施設）構造等変更許可申請を提出する。

(3) 排水口における排出水の汚染状態及び量が減少（変わらず）の場合は理由

排出水の汚染状態：増加、排出水の量：減少

- ① (2)における対応で通常及び最大の排水量は増加するが、実態に合わせて(事業再編による作業内容変更)再度排水量を算定したところ、全体での排水量は減少となった。
- ② それに伴い、排水口における排出水の汚染状態は増加したが、全体の汚濁負荷量は減少した。

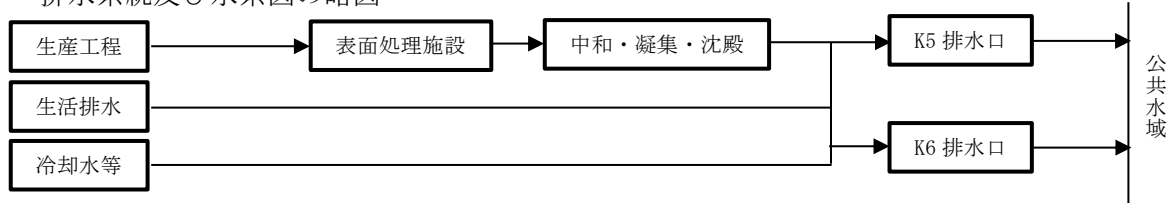
2. 施行規則第4条第1項の既定に関する事項

(1) 工場又は事業場からの排水経路並びに工場又は事業場の排水口の位置及び数

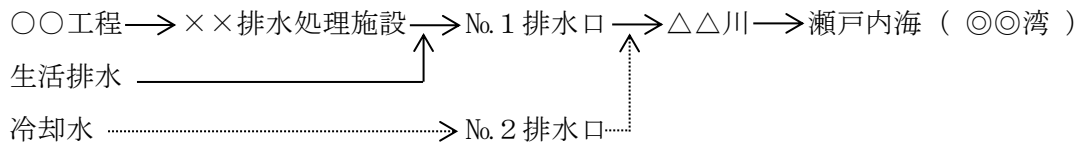
ア 排水口の位置 添付図 別紙1(巻末) 図のとおり

イ 排水口の数 2カ所

ウ 排水系統及び水系図の略図



(例)



(2) 工場又は事業場の排水口の周辺の公共用水域について定められている水質汚濁に係る環境基準その他水質汚濁に係る環境保全上の目標に関する事項

ア 水質汚濁に係る環境基準

(ア) 人の健康に係る環境基準

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン
基準値	0.003 mg/l 以下	検出されないこと	0.01 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	0.0005 mg/l 以下	検出されないこと	検出されないこと	0.02 mg/l 以下

項目	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロパン
基準値	0.002 mg/l 以下	0.004 mg/l 以下	0.1 mg/l 以下	0.04 mg/l 以下	1 mg/l 以下	0.006 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	0.002 mg/l 以下

項目	チウラム	シマジン(CAT)	チオベンカルブ(ベンチオカーブ)	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン
基準値	0.006 mg/l 以下	0.003 mg/l 以下	0.02 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	10 mg/l 以下	0.8 mg/l 以下	1 mg/l 以下	0.05 mg/l 以下

- 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準は適用しない。

(イ) 生活環境に係る環境基準

排出先の河川・海域名		笠戸湾			
環境基準点		TD-22			
環境基準類型		CⅡ			
基準値	水素イオン濃度 (PH)	7.0~8.3			
	生物化学的酸素要求量 (BOD) mg/ℓ				
	化学的酸素要求量 (COD) mg/ℓ	8以下			
	浮遊物質 量 (SS) mg/ℓ				
	溶存酸素量 (DO) mg/ℓ	2以下			
	大腸菌数 CFU/100ml				
	n-ヘキサン抽出物質 量 mg/ℓ				
	全窒素 mg/ℓ	0.2			
	全リン mg/ℓ	0.01			

令和6年度 TD-22 での年平均値(令和7年度版環境白書参考資料集より)

水素イオン濃度 (pH)	8.2	
化学的酸素要求量 (COD)	1.9	mg/ℓ
溶存酸素量 (DO)	8.9	mg/ℓ
全窒素	0.21	mg/ℓ
全リン	0.035	mg/ℓ

イ その他の水質汚濁に係る環境保全上の目標

(3) 工場又は事業場の各排水口における排出水の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該排出水の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該排出水の汚濁負荷量

排水口 番号又は 名称	区分 項目	現 状			設 置 (変更) 後			負荷量の 増 減
		通常	最大	※ 負荷量	通常	最大	※ 負荷量	
K 5	排水量 m ³ /日	1,145	1,240		1,064.5	1,157.3		
	水素イオン濃度 (PH)							
	生物化学的酸素 要求量 (BOD)							
	化学的酸素要求 量 (COD)	11.4	13.2	14.1	11.9	13.7	13.8	-0.3
	浮遊物質 量 (SS)							
	全窒素 (T-N)	12.9	23.8	16.0	13.0	24.0	15.0	-1.0
	全 磷 (T-P)	1.1	2.1	1.36	1.1	2.1	1.27	-0.1
K 6	排水量 m ³ /日	929.1	989.6		929.1	989.6		
	水素イオン濃度 (PH)							
	生物化学的酸素 要求量 (BOD)							
	化学的酸素要求 量 (COD)	8.6	10.8	8.5	8.6	10.9	8.5	±0
	浮遊物質 量 (SS)							
	全窒素 (T-N)	11.4	22.3	11.3	11.4	22.3	11.3	±0
	全 磷 (T-P)	1.1	2.0	1.09	1.1	2.0	1.09	±0

※ 負荷量 (kg/日) = 最大排出量 (m³/日) × 通常水質 (mg/ℓ) × 10⁻³

(4) 周辺公共用水域の水質の現況及び排出水の排出に伴い予測される周辺公共用水域の水質の変化の程度

ア 海 域 — 変化なし

採水機関名	山口県環境生活部	分析機関名	同左
-------	----------	-------	----

測 定 点 名	笠戸湾・光 TD-22 [海域C類型]						
年度	項目	pH	COD (mg/l)	油分 (mg/l)	DO (mg/l)	T-N (mg/l)	T-P (mg/l)
令和6年度 平均		8.2	1.9	—	8.9	0.21	0.035

[出典：令和7年度山口県環境白書 資料]

(5) 影響範囲及び予測の方法

ア 汚濁負荷量の増加の有無 (有 ・ **無**)

(ただし、汚濁負荷量の増加がない場合は、イ以下は省略する。)

